

東アジア文化都市2022大分県 文化団体連携事業FAQ

No.	カテゴリ	質問	回答
1	対象者	文化活動の主催の実績を有する個人としての申請はできますか？	個人としての申請は対象となりません。ただし、文化施設の設置者・運営者の場合は個人事業主も申請できます。
2	対象者	新たに団体を設立して申請することはできますか？	県内での文化活動等の実績を有する者が中核となり設立した団体で、規約等を有する団体は対象となります。
3	対象者	営利団体の申請はできますか？	営利企業であっても、文化活動等の主催の実績がある県内の民間企業や民間の芸術文化施設は対象となります。
4	対象者	助成対象者である、主催/主催者の定義を教えてください。	公演等、展覧会等、映画製作等に資金面での責任を持つことを「主催」と定義し、主催する者を「主催者」と呼びます。申請及び実績報告時には、チラシやパンフレット等において、主催者を確認します。
5	対象者	複数の団体が主催（共催）となる公演等の場合、共同名義での申請になりますか？	公演等の開催に資金面で責任を持つ団体のうち、いずれか1団体から申請してください。
6	対象者	県内の団体の定義を教えてください。	2名以上の構成員から成り、規約等を有し、団体の所在地及び主な活動範囲が大分県内の団体です。
7	対象者	団体もしくは個人としての公演等活動の実績は過去何年まで遡って認められますか？	10年までの実績は認められます。
8	対象者	個人としての公演等活動の実績は申請する事業と異なる分野での実績でも認められますか。	芸術文化の実績があれば認められます。
9	対象者	ライブハウスやミニシアターを運営しています。個人事業主ですが、本事業に申請することは可能ですか？	文化施設の設置者・運営者の場合は、個人事業主も申請することができます。
10	対象者	対象となる文化施設とはどのような施設ですか？	対象となる文化施設は、例えば、劇場、音楽堂、ライブハウス、映画館、美術館などです。
11	対象者	映画館は対象となりますか？	対象となります。ただし、新作映画の一般上映のほか、全国的に広報・宣伝され公開される作品の上映に関わる活動は対象とはなりません。映画館として、主体的に特色ある作品群を積極的に選定し、広報・上映公開する活動を対象とします。
12	対象者	文化施設の指定管理者は対象となりますか？	対象となります。文化施設の指定管理者は文化施設の運営者に含まれます。但し、地方公共団体および地方公共団体の出資する団体を除きます。
13	対象者	県内での文化活動等の実績を有する者が中核となり設立した団体とありますが、中核者の定義を教えてください。	原則として、法人の場合は登記簿謄本に記載されている役員を指し、任意団体の場合は規約等に記載されている役員を指します。
14	対象者	交付決定を受けた事業について、他団体に委託することはできますか。	申請をする団体が事業を実施することを基本としますが、業務の一部を委託することはできます。
15	対象となる活動	団体の定期公演は対象となりますか？	定期公演は対象となりません。但し、定期公演に新たな活動等を付加した場合には、支援対象となります。
16	対象となる活動	囲碁や将棋大会は対象となりますか？	対象となります。
17	対象となる活動	映画制作は対象となりますか？	県内で撮影するもので、一般公開を行う映画の制作は対象となります。
18	対象となる活動	地域の親睦を目的としたイベントは対象となりますか？	対象となりません。
19	対象となる活動	販売促進や宣伝等を目的としたイベントは対象となりますか？	対象となりません。
20	対象となる活動	絵画等の展示即売会は対象となりますか？	対象となりません。物販を主目的としないイベント等の会場内での物販は可能です。
21	対象となる活動	当初有観客で公演等を計画していましたが、緊急事態措置のイベント開催制限の要請などにより、オンライン映像配信のみに変更して実施した取組は助成対象外となりますか？	緊急事態措置等のやむを得ない事情によって有観客の公演を無観客公演のオンライン映像配信に変更する場合、助成対象とすることは可能ですが、変更する前に一度ご相談ください。
22	対象となる活動	団体会員限定公演等は、対象となりますか？	対象となりません。
23	対象となる活動	美術館の常設展は対象となりますか？	対象となりません。ただし、常設展に新たな施策等を付加したり、所蔵作品のテーマ展示を開催する場合は、助成対象となる可能性があります。
24	対象となる活動	教育普及プログラムやワークショップは対象となりますか？	対象となります。

東アジア文化都市2022大分県 文化団体連携事業FAQ

No.	カテゴリ	質問	回答
25	対象となる活動	国や他の地方公共団体の補助事業との重複申請は可能ですか？	同じ経費に対して二重に助成、補助を受けることはできません。当該経費について、申請時には補助対象外経費として収支計画書に記載してください。
26	対象となる活動	対象となる「新たな活動」とは具体的にどのような活動ですか？	例えば以下のような活動を想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・他の団体とのコラボレーション ・教育普及プログラム、ワークショップ、地域ゆかりの作家との共同制作 ・観覧者の拡大に向けたオンライン配信 ・2022年の中韓開催都市との交流 ・団体の活動への新たな参加の促進や後継者の育成
27	対象となる活動	事業計画に変更がある場合はどうすればよいですか？	交付決定を受けた後に、事業の内容を変更しようとする場合は、計画変更の承認を受ける必要があります。但し、助成金の額に変更を及ぼさない変更で、以下の場合は、理由書の提出や実績報告時の申請で変更が認められます。 (1) 助成金の交付目的に反しない事業内容の軽微な変更 (2) 助成対象経費の20パーセント以内の増減
28	対象となる活動	交付決定後に事業の計画が変わり、追加経費が必要になった場合、増額の計画変更の申請はできますか？	交付決定額の増額の変更は認められません。
29	対象となる活動	助成内容(2)に「令和4年の中国及び韓国の東アジア文化都市の開催都市の文化団体との交流を伴う講演やイベント等の活動」とあるが開催都市の文化団体との交流の定義は何ですか	開催都市の団体とは、中国済南市、温州市、韓国慶州市の出身または在住の芸術家等、または当該都市に団体の所在地があり、主な活動範囲が当該都市である団体を指します。 また、交流とはオフライン(対面)によるイベント等の実施をいいオンライン交流は含みません。
30	対象経費	団体の代表者や構成員がアーティストである場合に、代表者への出演料は対象経費となりますか？	対象となりません。
31	対象経費	衣装費は対象経費ですか？	対象となります。ただし、例えば、事業終了後、個人の所有物として使用が可能である衣装や、長期保管による貸与が可能である衣装など、申請事業以外にも使用できると判断されるものは、対象となりません。なお、衣装のレンタル費は対象となります。
32	対象経費	消耗品費は対象となりますか？	申請した取組で消耗するもののみ対象となります。例えば、取組に使用した書籍・CD等資料購入費などでは対象となりません。電子機器・舞台装置などの備品のレンタル費は対象となります。
33	対象経費	申請事業の成果物についての著作権の申請費用は対象経費となりますか？	対象となりません。
34	対象経費	切手やレターパックなどの送料は対象となりますか？	対象となりません。なお、後納郵便や宅急便など発送日が明らかであり、この事業に要した郵送費であることが確認できれば対象となります。発送先や内容物を説明する資料をご用意ください。
35	対象経費	空気清浄機や殺菌装置などの費用は、感染予防対策経費に含まれますか？	感染予防対策経費であっても、機械や装置などの購入費については対象となりません。公演等においてそれらをレンタルする場合のレンタル費は対象となります。
36	対象経費	飲食に関する費用は対象となりますか？	対象となりません。ただし会議の際提供のお茶代は対象となります。また、食文化に関する事業実施のための食材費は対象となります。
37	対象経費	自己所有の劇場等の施設維持費(減価償却・固定資産税相当費用)を必要経費として計上することはできますか？	申請者が自己所有の施設を公演等の会場とした場合、開催期間中の会場借料見合の費用として、施設維持費(減価償却費・固定資産税相当額・会場賃料等)を計上することができます。算出の際は、助成事業で使用した日数分を按分し計上してください。
38	対象経費	賞金・賞品代は対象となりますか？	対象となりません。

東アジア文化都市2022大分県 文化団体連携事業FAQ

No.	カテゴリ	質問	回答
39	対象経費	記念品代は対象となりますか？	対象となりません。
40	対象経費	物販に係る経費は計上可能ですか？	原材料費等の物販関係費は、対象経費となりません。
41	対象経費	映画の撮影時に警察に提出した道路使用許可申請に使用した印紙代は助成対象になりますか？	行政機関への許可申請等に必要な印紙代等の支払いは助成対象とはなりません。
42	対象経費	海外から出演者等を招聘する場合のビザ取得経費は対象となりますか？	対象となりません。
43	対象経費	保険の経費は対象となりますか？	本助成事業の実施のみに係る保険は対象となります。保険契約書類をご提出ください。
44	対象経費	振込手数料は助成対象外経費ですが、その他の手数料、代引き手数料や決済手数料は対象となりますか？	対象となりません。ただし、チケット販売関係費については、対象となります。
45	対象経費	助成金の申請や報告に関する行政書士や税理士、公認会計士への書面作成代行費や経理書面確認費、相談費は対象となりますか？	対象となりません。
46	対象経費	領収書や請求書の代わりに銀行振込をした際の「ご利用明細（受取人、振込人、日付、金額）」でも認められますか？	銀行振込の「ご利用明細」だけでは、金額は確認ができますが、費用の詳細が不明なため、有効な証拠書類として認められません。助成事業のために支出したこと、助成対象経費であることが確認できる必要があるため、別途見積書や発注書、契約書等の必要事項が確認できる書類をあわせてご提出いただけます。
47	対象経費	クレジットカード支払いの場合、領収書以外にカード会社発行の利用明細書も必要ですか？	ご提出いただいた領収書で必要事項が確認できれば、カード会社発行の利用明細書は不要です。但し、領収書で必要事項が確認できない場合は、ご提出を求めることもあります。
48	対象経費	チケット販売会社へ支払ったチケット販売手数料については、請求書や領収書の代わりにチケット販売会社が発行した「精算明細書」を提出すればよいですか？	チケット販売会社との取引・精算時に発行された書類をご提出ください。「精算明細書」の場合は、報告する取組にかかる費用であることが明確に確認できることが必要となります。
49	対象経費	団体の代表者個人が、団体の経費を立て替えて事業を実施する場合、気を付けることはありますか？	個人宛の領収書等は無効ですが、団体に代わって個人が立替払いをしており、その分を対象期間内に事業者から立替精算している場合は、立替精算書、領収書等で立替精算の事実が確認できれば、助成対象となります。
50	対象経費	支払いが銀行振込の場合、気を付けることはありますか？	請求書を証拠書類として提出された場合、その支払記録についても必ず保管するようにしてください。事務局・文化庁・国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供できるように保存しておく必要があります。 なお、銀行の振込証明書書類等だけで、助成事業のために支出したことが確認できない為、発注先からの見積書や契約書等を併せてご提出いただく必要があります。
51	対象経費	支払いが現金払いの場合、気を付けることはありますか？	社会通念上高額と考えられる金額が、現金払いされたとして領収書のみが提出された場合、団体としての出金が確認できる資料（通帳からの引き出し、現金出納帳等）をご用意ください。
52	対象経費	ポイントを使用した支払いは、決済手段として認められますか？	認められません。
53	対象経費	金券を利用した支払いは認められますか？	認められません
54	対象経費	交付決定通知の際、通知される助成金額が申請額から減額されることはありますか？	助成対象外経費の計上、助成対象外の取組の申請などの場合、減額されて交付決定されることがあります。
55	対象経費	申請時に収支計画書に計上していなかった経費を実績報告時に計上することはできますか？	実際にかかった経費の計上はできますが、交付決定額を超えての助成はできません。 助成対象となる取組を計画通り実施していただいた上で、適正な証拠書類をご提出いただいた場合に、対象取組の対象経費の分のみ、交付決定額を上限として助成金が支払われますので、実施した取組が助成対象となる内容でなかった場合や、適正な証拠書類が確認できなかった場合は、助成金をお支払いできないこともあります。
56	手続き	概算払いはありますか？	概算払いは原則行いません。

東アジア文化都市2022大分県 文化団体連携事業FAQ

No.	カテゴリ	質問	回答
57	手続き	交付決定時に既に終了している事業の実績報告の締め切りはいつですか？	事業実施後30日以内に実績報告を提出してください。
58	事業の変更	中韓開催都市との交流事業を行う予定で交付決定を受けましたがやむを得ない事由により対面での交流の実施が不可能となりました。「県内で開催する講演やイベント等の活動」に切り替える場合はどうしたらよいですか？	速やかに当事務局へご連絡ください。やむを得ず（申請者の責めによらず）交流の実施が不可能となった場合は、「県内で開催する講演やイベント等の活動」の助成率及び助成限度額の範囲で事業に係る対象経費について助成金を交付します。この場合においては助成金額の変更が伴うため、変更承認申請書を提出してください。交流の実施が不可能となったことによるキャンセル料は当初の助成率に応じて別途助成金の対象とします。
59	事業の変更	中韓開催都市との交流事業を行う予定で交付決定を受けましたが、自らの事情により対面での交流を中止し、「県内で開催する講演やイベント等の活動」に切り替える場合はどうしたらよいですか？	自らの都合により交流を取りやめる場合は、「県内で開催する講演やイベント等の活動」の助成率及び助成限度額の範囲で事業に係る対象経費について助成金を交付します。この場合においては助成金額の変更が伴うため、変更承認申請書を提出してください。交流取りやめにかかるキャンセル料は助成金の対象となりません。
60	事業の変更	中韓開催都市との交流事業を行う予定でしたが、助成金の交付決定前に交流の実施が不可能となったため、「県内で開催する講演やイベント等の活動」に切り替える場合はどうしたらよいですか？	「県内で開催する講演やイベント等の活動」の助成率及び助成限度額の範囲で助成金の交付申請を行ってください。
61	事業の変更	中韓開催都市との交流事業を行う予定で交付決定を受けましたが交流が不可能となったため、事業を取りやめることになりました。事業準備のため支払い済の経費等は助成の対象となりますか。また、手続きはどのようにすればよいですか？	事業の中止を届け出てください。それまでの事業準備のため支払い済の経費やキャンセル料等は助成金の対象となりません。

【参考】

FAQ58～61開催都市との交流中止にかかるキャンセル料への助成の考え方

	自己都合	実施団体の責めによらない事由	
交付決定前の交流中止	交付決定前の事業着手は助成の対象外		
交付決定後の交流中止	県内での事業への変更	キャンセル料への助成なし	キャンセル料への助成あり
	事業中止	キャンセル料への助成なし	キャンセル料への助成なし

2022年6月2日